

(平成26年12月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私の国民年金加入手続については、夫が婚姻（昭和48年10月）前後に行い、国民年金保険料についても納付してくれていたはずなのに、私の年金記録は、49年3月に国民年金に加入したとされている。私が、当時、国民年金に加入していたことや、保険料を納付していたことが分かる「昭和48年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書」の写しを提出する。夫は婚姻（48年10月）以降にA市役所の職員による保険金の着服事件があったことを記憶しており、その事件が私の年金記録に関係しているのではないかとも思っている。申立期間の保険料について納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとする夫についても国民年金加入期間において保険料を全て納付していることから、夫の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月頃にA市で払い出されたものと推認され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が初めて行われ、同年3月16日に任意加入被保険者として国民年金の資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年3月の国民年金保険料については、現年度保険料として、その後、51年4月

までは過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、当時の国民年金保険料の取扱いについては、納付すべき各月の属する年度の翌年度の4月末日までは現年度保険料の法定納期限として市町村が収納し、その法定納期限の翌月である5月以降、納付すべき各月の保険料の徴収について2年の時効が成立するまでは過年度保険料として社会保険事務所（当時）が収納していたところ、申立人が所持するA市交付の「昭和48年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書」の写しによると、納付対象期間は特定されていないが、当該年度の現年度保険料としての法定納期限（昭和49年4月30日）を経過した後の同年5月9日付けで900円の保険料が現年度保険料として納付されたことを示す金融機関の出納印が押されていることが確認できる。当該領収証書については、上述のとおり、申立人の昭和48年度における被保険者期間は49年3月のみであり、同年3月の1か月当たりの保険料額も900円で一致しているため、申立期間のうち、同年3月の保険料を、夫が現年度保険料の納付書により、当該納付書の法定納期限後に誤って納付した際に、金融機関においても誤って収納され、出納印が押されたものと推認できる。このため、本来であれば、当該領収証書に係る保険料相当額は、申立人に対し一旦還付され、過年度保険料として改めて納付する必要があったこととなる。申立人及びその夫は当該領収証書に係る保険料相当額の還付を受けた記憶は無いとしているものの、上述のとおり、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる夫が、1か月と短期間であり、一旦は納付しようとしていた申立期間のうち、同年3月の保険料については、後に過年度保険料として改めて納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和48年10月から49年2月までについては、夫によると、申立人の国民年金加入手続は、婚姻（48年10月）前後に行っていたとしているものの、上述のとおり、申立人の加入手続は49年3月頃に初めて行われていることから、申立人は、当該期間においては国民年金に未加入であり、申立人に対し、当該期間の国民年金保険料に係る「昭和48年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書」は交付されず、夫は保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当し、申立期間のうち、昭和48年10月から49年2月までの期間については、上述の国民年金加入手続時期（同年3月頃）において、制度上、遡って被保険者の資格を取得することはできず、国民年金保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、夫が申立期間のうち、昭和48年10月から49年2月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

なお、夫は婚姻（昭和48年10月）以降にA市役所の職員による保険金の着服事件があったことを記憶しており、その事件が申立人の年金記録に何か関係しているのではないかと疑念を抱いているものの、同市によると、国民年金保険料の着服事件が発覚したのは昭和39年度の1件のみであり、当該事件については、既に納付記録は訂正されているとしているため、当該事件が申立人に係る申立期間の保険料納付に係る記録に与える影響は無いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、外国籍のため20歳の頃からは国民年金に加入できなかったが、昭和63年2月頃、義兄が外国籍でも国民年金に加入できることを教えてくれたので、すぐにA市B区役所に電話し、国民年金保険料を納付したい旨を伝えたところ、同区役所の職員が年金制度の説明と国民年金の加入手続や保険料徴収のために、自宅に来てくれることになった。後日、自宅に来た同区役所の職員に、私が遡って納付可能な期間の夫婦二人分の保険料を、その場で現金により一括納付した。納付した金額は、30万円から40万円ぐらいはあったと思うが、自営業で現金商売を行っているため、現金は常に手元があり納付することができた。このような状況で申立期間の保険料だけ納付しないはずはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和63年2月27日に夫婦連番で払い出されていることから、申立人夫婦の主張どおり、この頃に申立人夫婦の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人の資格取得日を遡って、57年1月1日（国民年金被保険者資格の国籍要件が撤廃された日）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の国民年金保険料は、現年度保険料として納付することが可能であった。

また、申立人夫婦は、国民年金加入手続時に、申立人が遡って納付可能な期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付し、その納付金額は、30万円から40万円ぐらいはあったと思うとしているところ、オンライン記録によると、

夫婦共に、前述の加入手続時点（昭和 63 年 2 月頃）において、遡って納付することが可能であった 61 年 1 月から申立期間直前の 62 年 12 月までの保険料は全て納付されていることが確認できる上、当該期間及び申立期間の保険料を納付するために必要な金額は、夫婦二人分で 38 万 8,440 円となることから、申立人夫婦の主張に矛盾する点は見受けられず、申立人夫婦は、国民年金加入期間において、申立期間後の保険料を全て納付している状況を踏まえると、3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、外国籍のため20歳の頃からは国民年金に加入できなかったが、昭和63年2月頃、義兄が外国籍でも国民年金に加入できることを教えてくれたので、すぐにA市B区役所に電話し、国民年金保険料を納付したい旨を伝えたところ、同区役所の職員が年金制度の説明と国民年金の加入手続や保険料徴収のために、自宅に来てくれることになった。後日、自宅に来た同区役所の職員に、夫が遡って納付可能な期間の夫婦二人分の保険料を、その場で現金により一括納付した。納付した金額は、30万円から40万円ぐらいはあったと思うが、自営業で現金商売を行っているため、現金は常に手元があり納付することができた。このような状況で申立期間の保険料だけ納付しないはずはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和63年2月27日に夫婦連番で払い出されていることから、申立人夫婦の主張どおり、この頃に申立人夫婦の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人の資格取得日を遡って、57年1月1日（国民年金被保険者資格の国籍要件が撤廃された日）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の国民年金保険料は、現年度保険料として納付することが可能であった。

また、申立人夫婦は、国民年金加入手続時に、夫が遡って納付可能な期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付し、その納付金額は、30万円から40万円ぐらいはあったと思うとしているところ、オンライン記録によると、夫婦

共に、前述の加入手続時点（昭和 63 年 2 月頃）において、遡って納付することが可能であった 61 年 1 月から申立期間直前の 62 年 12 月までの保険料は全て納付されていることが確認できる上、当該期間及び申立期間の保険料を納付するために必要な金額は、夫婦二人分で 38 万 8,440 円となることから、申立人夫婦の主張に矛盾する点は見受けられず、申立人夫婦は、国民年金加入期間において、申立期間後の保険料を全て納付している状況を踏まえると、3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年2月まで

私は、20歳（平成元年*月）前から、厚生年金保険の適用事業所ではない会社に住み込みで働いていた。国民年金加入手続については、自分で行った覚えは無いので、会社の社長が行ってくれたと思う。国民年金保険料については、納付書が送られてくれば必ず近隣の金融機関で納付していた。保険料額や納付周期までは覚えていないが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年3月9日にA市において払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、申立人が20歳に到達した元年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間については、加入手続後であることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、申立人は、国民年金保険料については、納付書が送られてくれば必ず近隣の金融機関で納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人の主張どおり、加入手続時期（平成2年3月頃）以前の元年12月から2年3月までの保険料については、過年度保険料として納付され、申立人は、

保険料の未納の解消に努めていたことがうかがえるほか、加入手続時期の翌月である同年4月から申立期間直前の3年11月までの保険料については、順次、現年度保険料として納付されていたことが確認できることから、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を現年度保険料として引き続き納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月から3年6月まで
② 平成3年7月25日から同年8月1日まで

申立期間①について、A社から毎月30万円ほどの給与の支給を受けていたが、厚生年金保険の被保険者記録は、標準報酬月額が8万円となっているので、当該給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、A社に平成3年7月31日まで勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年10月31日）より後の5年1月5日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日（2年12月1日）に遡及して標準報酬月額を8万円に引き下げられている。

また、オンライン記録によると、複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同様に平成5年1月5日付けで、各々の厚生年金保険被保険者資格取得日に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月額の記録訂正を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②について、雇用保険の記録によると、A社における離職年

月日は平成3年7月25日であることが確認できる。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主の消息は不明である上、申立人と連絡を取ることもできず、申立人から当時の詳細な状況について聴取できないため、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8731

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年11月1日まで

私は、昭和43年4月2日から49年3月31日までA社に継続して勤務した。途中で色々な支所に異動はあったが同社を辞めたことは一度も無い。申立期間に記録が無いのは納得がいかない。当時の給与明細書を見ても厚生年金保険料が控除されている。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票（昭和46年分）並びに同僚の証言により、申立人は、A社C出張所（厚生年金保険の適用事業所名は、同社B営業所）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから確認することはできないが、申立期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭

和 46 年 4 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から同年 10 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和23年5月1日、資格喪失日は同年10月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和23年5月から同年9月までの標準報酬月額については、同年5月から同年7月までは600円、同年8月及び同年9月は900円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から25年8月まで

時期をはっきり覚えていないが、申立期間に二つの事業所で勤務していた。一つはC駅近くの事業所で勤務していた。もう一つは、D郡E村にあったF製品などを製造していた工場に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、「事業所名は不明であるが、E村のF製品を作る工場に勤務していた。」と主張しているところ、申立人が当時居住していたE村のA社B工場において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A社B工場はF製品などを製造していた。期間の詳細は不明であるが、当時、申立人は同社同工場に勤務していたと思う。」と証言していることから、申立人は、同社同工場に勤務していたことが推認できる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名で、生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（昭和23年5月1日資格取得、同年10月31日資格喪失）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の被保険者記録であると判断でき、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和23年5月1日、資格喪失日は同年10月31日であると認められる。

なお、昭和 23 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人の A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、同年 5 月から同年 7 月までは 600 円、同年 8 月及び 9 月は 900 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 4 月から 23 年 5 月 1 日までの期間及び同年 10 月 31 日から 25 年 8 月までの期間については、A 社 B 工場は 26 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も連絡先が不明のため、申立てに係る周辺事情について確認することはできない。

また、C 駅近くの事業所については、申立人は、申立期間当時の事業所名及び事業主の名前を記憶しておらず、唯一同僚であったとする者についても姓のみの記憶であり、人物を特定することができないことから、申立人の当該事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、平成13年11月、14年5月、同年10月、同年11月、15年4月、同年5月及び同年7月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年11月、14年5月、同年10月及び同年11月は19万円、15年4月は24万円、同年5月及び同年7月は19万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①及び⑥に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成13年12月から14年4月まで、同年6月から同年9月まで、同年12月から15年3月まで、同年6月、同年8月及び同年9月は19万円、申立期間⑥は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められ、申立期間⑥の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②及び③は3万円、申立期間④は6万2,000円、申立期間⑤は8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を3万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 11 月から 15 年 9 月まで
② 平成 15 年 7 月 22 日
③ 平成 15 年 12 月 25 日
④ 平成 16 年 7 月 20 日
⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
⑥ 平成 18 年 3 月及び同年 4 月
⑦ 平成 19 年 7 月 18 日

申立期間①及び⑥について、A社から支給された給与額よりも低額の標準報酬月額で記録されている。また、申立期間②から⑤まで及び申立期間⑦について、賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間②から⑤までは記録が無く、申立期間⑦は年金額に反映されない賞与の記録となっている。申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成 13 年 11 月、14 年 5 月、同年 10 月、同年 11 月、15 年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月について、申立人及び複数の同僚から提出された給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（13 年 11 月、14 年 5 月、同年 10 月及び同年 11 月は 19 万円、15 年 4 月は 24 万円、同年 5 月及び同年 7 月は 19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、上記給与明細書により、申立人は、申立期間①のうち、平成 13 年 12 月から 14 年 4 月まで、同年 6 月から同年 9 月まで、同年 12 月から 15 年 3 月まで、同年 6 月、同年 8 月、同年 9 月及び申立期間⑥において、20 万円から 28 万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、19 万円から 24 万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①のうち、平成13年12月から14年4月まで、同年6月から同年9月まで、同年12月から15年3月まで、同年6月、同年8月及び同年9月は19万円、申立期間⑥は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から当該期間に係る回答が得られないものの、申立人及び複数の同僚から提出された給与明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間⑥の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から当該期間に係る回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②から⑤までについて、申立人から提出された人事記録及び取引金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書及び人事記録等により、これらの同僚は、申立人と同日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る当該期間の標準賞与額については、上記人事記録、預金取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書等から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②及び③は3万円、申立期間④は6万2,000円、申立期間⑤は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も

納付していない旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑦について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書等により、これらの同僚は、申立人と同日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る当該期間の標準賞与額については、上記預金通帳の写し及び複数の同僚の賞与明細書等から推認できる厚生年金保険料控除額から、3万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行った旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年5月から20年8月までは26万円、22年3月から同年6月までは24万円、同年7月から同年9月までは28万円、同年10月から23年2月までは30万円、同年3月から24年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成19年5月から20年8月までの期間及び22年3月から24年6月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成24年7月から25年6月までについて、標準報酬月額の決定の基礎となる23年4月から同年6月までの期間及び24年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、同年7月から25年6月までの標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月から25年6月まで

私がA社に勤務した全ての期間について、年金記録では、給与明細書に記載してある支給額より低い標準報酬月額となっているので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年5月から24年6月までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年7月から25年6月までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成19年5月から24年6月までについて、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年5月から20年8月までの期間及び22年3月から24年6月までの期間については、申立人から提出された給与明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額から、19年5月から20年8月までは26万円、22年3月から同年6月までは24万円、同年7月から同年9月までは28万円、同年10月から23年2月までは30万円、同年3月から24年6月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成19年5月から20年8月までの期間及び22年3月から24年6月までの期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の回答は得られないが、上述の給与明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時。22年1月以降は、年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年9月から22年2月までについては、上述の給与明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成24年7月から25年6月までについて、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、18万円と記録されている。

しかしながら、上述の給与明細書から、標準報酬月額の決定の基礎となる平成23年4月から同年6月までの期間及び24年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、同年7月から25年6月までの標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月28日から同年12月4日まで

私は、A社に昭和38年4月に入社後、同年に同社B工場へ異動し、継続して勤務していた。同社C工場から同社B工場に転勤になった時の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍証明書及び同社の社報並びに同社の回答及び同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社（C工場）から同社B工場に異動したとする複数の同僚についても、同社B工場での被保険者資格取得日（昭和38年12月4日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3787

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から42年3月まで

私は、申立期間当時は学生であったため、実家から離れ他県に住んでいたが、実家に住んでいた母親がA町役場から私の国民年金保険料を納付するようと言われたので、将来のために保険料を納付しておいたと実家に帰った際に母親から聞いた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人によると、これらを行ってくれていたとする母親は既に亡くなっているとしていることから、申立人に係る申立期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月頃に払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に43年4月1日（平成26年7月23日付けで昭和43年5月20日に訂正）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、戸籍の附票によると、申立人に係る申立期間当時の住所地はB郡A町であったことが確認できるところ、申立期間については、オンライン記録のみならず、同町の国民年金被保険者名簿においても、国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする母親については、昭和 35 年 11 月頃に国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間当時において強制加入被保険者として国民年金に加入して保険料が納付されているものの、申立人については、上述のとおり、申立期間当時において国民年金に未加入であることから、母親とは状況が異なり、母親の保険料が納付されていることをもって、申立人の保険料が納付されていたと推認することまではできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3788

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

私が20歳になった頃、住み込みで働いていた店に来た女性の集金人に、国民年金に加入することが必要であると言われた。そのため、国民年金の加入手続を行ったが、手続についてはどこで行ったかは覚えていない。国民年金保険料については、集金人に納付しており、払えない金額ではなかったと思う。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続については、自身で行ったとしているものの、加入手続を行った場所は覚えておらず、国民年金保険料についても、集金人に毎月納付していたとしているが、A市の保険料の納付周期は3か月ごとであったことから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月頃にA市B区において払い出されたと推認され、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が初めて行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した47年*月*日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間の大半において国民年金に未加入であったことから、集金人に国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、上述の国民年金加入手続時期（昭和50年2月頃）において、申立期間のうち、47年5月から同年12月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、申立人は当該期間の保険料を納付することはでき

なかったものと考えられるほか、申立期間のうち、48年1月から49年3月までの保険料については、過年度保険料として納付することは可能であったものの、A市によると、集金人（国民年金推進員）は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから、申立人は当該期間の保険料を集金人に納付することはできなかったものとみられる。

加えて、上述の国民年金加入手続時期（昭和50年2月頃）において、申立期間のうち、49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、現年度保険料として、その後、52年4月までは一部過年度保険料として納付することは可能であった。しかし、申立人が所持している50年2月25日付けで発行された国民年金手帳によると、当該期間に係る保険料の国民年金印紙検認記録欄はあるものの、現年度保険料として納付されていた形跡は見当たらない上、上述のとおり、A市では集金人は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から11年1月まで

私は、申立期間については、国民年金の加入手続を行い、平成11年2月頃に7か月分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。以前、年金事務所で年金記録を確認した際は、申立期間の保険料は納付されていると聞いたため、安心していた。しかし、今頃になって保険料が納付されていないと通知が来たので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、平成11年2月頃に7か月分をまとめて納付した記憶があったため、年金記録問題で騒ぎがあった後に年金事務所で年金記録を確認したことがあり、その際は申立期間の保険料は納付されていると聞いたとしているものの、オンライン記録における保険料の納付記録変更履歴を確認しても、申立期間の保険料の納付記録が納付済みから未納へと変更された形跡は見当たらないことから、申立人が申立期間の年金記録を確認した後に申立人の保険料納付記録に関して不適切な事務処理が行われたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人に対しては、納付対象期間は不明であるが、平成12年12月に国民年金保険料に関する納付書が作成されたことが確認できるところ、申立人は、申立期間後の期間は全て厚生年金保険の被保険者であるため、当該納付書は、作成された同年12月において2年の時効が成立していなかった期間（申立期間のうち、10年11月から11年1月まで）の保険料に関する納付書又は当該期間のうちのいずれかの月の保険料に関する納付書であったものと推認できる。このため、当該納付書が作成された時期（12

年12月)において、少なくとも申立期間の一部の保険料は未納とされていたことがうかがえる。

さらに、申立期間については、基礎年金番号導入(平成9年1月)以後の時期であり、この頃になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8736

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで

私は、友人がA社（現在は、B社）の職員と知り合いであり、当該職員の紹介で同社に採用となり、C市内にあるD商業施設で働いていた。A社に勤務したことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険事業所台帳によると、申立人の勤務場所とするC市内のA社E支店は、申立期間については厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できるものの、i) B社は、「A社E支店が適用事業所となる前は、同社同支店管轄に勤務していた者を同社本社（その後に同社F支店。現在は、B社F支店）において厚生年金保険に加入させる取扱いであった。」と回答していること、ii) A社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、「申立期間当時は、A社E支店管轄において勤務していた。」と証言していることから、当時同社では、適用事業所となっていない支店等に勤務していた者は、本社において厚生年金保険に加入させる取扱いであったことが認められる。

しかし、申立期間において、A社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

また、A社が昭和 41 年 11 月 1 日に加入したG企業年金基金は、「申立人の加入員記録は無い。」と回答している。

さらに、B社は、「申立人に係る人事記録及び賃金台帳等は残存せず、申立人の勤務実態及び保険料控除は不明である。なお、従業員に係る人事記録等を

確認したところ、正社員ではないH職員については昭和56年11月1日以降に厚生年金保険に加入させていることから、申立期間当時においては、H職員を厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と回答している上、I健康保険組合は、「申立期間当時の被保険者記録等の資料は保管していないので、申立人の健康保険被保険者記録は不明である。」と回答している。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 1 日から 58 年 6 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）C支社D営業所に昭和58年5月末日まで勤務した。しかし、年金記録を確認したところ、同社同支社に係る厚生年金保険の記録は、57年12月1日に資格喪失していることが分かった。

申立期間について、当時のD営業所長の印のあるA社の「厚生年金証明書」と年金手帳を資料として提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された台帳により、申立人の入社日は昭和55年3月29日、退社日は58年6月9日と確認でき、申立期間において、A社C支社D営業所に勤務していたことは確認できるものの、B社から提出された社会保険料徴収記録には、「資格取得日昭和55年10月1日、資格喪失日57年12月1日備考：降格 6／9退社」と記載されていることが確認できる。

また、B社は、「申立てどおりの届出を行っていない。その理由は、在籍期間は昭和55年3月29日から58年6月9日までであるが、57年12月1日付けで嘱託に降格したため、厚生年金保険の資格を喪失したためである。」と回答している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社における被保険者資格の取得日は昭和55年10月1日、離職日は57年11月30日であることが確認できるところ、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

加えて、申立人は、「申立期間当時のD営業所長の印のあるA社の『厚生年金証明書』には、私の同社における厚生年金の期間は、『55年10月1日～58年5月31日』と記載されているので、当該期間については厚生年金保険料を

給与から控除されていたと思う。」と主張しているところ、申立期間当時のD営業所の同僚は、「申立期間当時のD営業所の所長は、既に死亡しており、話を聞くことはできない。また、申立期間当時は、社会保険事務及び給与計算ともに営業所ではしておらず、C支社か若しくは本社だと思う。嘱託社員については分からない。」と証言しており、申立期間における申立人の給与からの保険料控除を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8738

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月
申立期間において賞与が支給されたので、年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が給与計算事務を委託していた社会保険労務士法人から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び課税庁から提出された「所得・課税・控除証明書」により、申立人は、申立期間において賞与が支給されておらず、賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。